

## 令和 5 年地方分権一括法による地方独立行政法人法の改正について

### 法改正の概要

年度計画及び年度評価を法定事項から廃止することで、大学及び自治体の事務負担を軽減し、地域における高等教育機会の提供や、地域社会での知的・文化的拠点としての業務（公立大学が本来の役割に資する業務）に取り組むことを可能とする。

### 旧法の概要

- 公立大学法人は毎事業年度の開始前に、その事業年度の業務運営に関する計画（年度計画）を定め、当該年度計画を設立団体の長に届け出るとともに、公表しなければならない。
- 公立大学法人は、各事業年度における業務の実績について、評価委員会の評価（年度評価）を受けなければならない。



### 新法の概要

- 中期計画に定める事項として、中期目標を達成するためにとるべき措置の実施状況に関する指標を追加した上で、年度計画及び年度評価を廃止する。

（経過措置）

- ①令和 5 年度の末日までに開始した中期目標期間中はなお従前の例により、令和 6 年 4 月 1 日以後に開始する中期目標期間から新法を適用する。
- ②令和 5 年度の末日までに開始した中期計画に今回の改正で設けられる指標を追加した場合には、翌年度の年度計画、当該指標を設けた年度の翌年度に実施する年度評価から廃止する。

※令和 5 年度中に中期計画に指標を設けた場合は、令和 6 年度の年度計画及び令和 6 年度に実施する年度評価（令和 5 年度対象）が廃止となります。